

市谷議員 要望項目一覧

令和2年度9月補正分

要望項目	左に对する対応方針等
<p>1. 新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>(1) 検査等について</p> <p>①発熱等症状がある方は、すぐPCR検査が受けられるよう、医療機関、保健所の意思統一を</p> <p>○県内感染確認21例目では、西部の発熱等相談センターに連絡後、医療機関を受診するも、PCR検査につながれず、発症から1週間、症状のあるまま生活と勤務をしている。また米子市では、熱があるので、医療機関と発熱等相談センターのたらいまわしとなりPCR検査が受けられなかつたとの話や、熱中症と新型コロナは症状が似ているため医療機関が受け入れに困っているとの話も聞く。鳥取市・東部管内では、以前こうした例があり、改善されているように思うが、感染拡大防止のためにも、早くPCR検査につなげるよう、中部・西部地区での対応の改善をはかること。</p> <p>②PCR検査・抗原検査は、「診断目的」から「防疫目的」へと転換し、誰もが検査できるように</p> <p>○新型コロナは無症状者の中に強い感染力がある者があることが分かってきており、感染拡大防止には、従来の症状がある者を中心とした「診断目的の検査」から、広く面での「防疫目的の検査」へと転換し、そのための体制整備が必要である。鳥取県では、現在のPCR検査196検体／日から、460検体／日への拡大や、抗原検査も組み合わせて、合計2700検体／日までの拡大をめざしていることは、評価できる。そして、</p> <p>(ア) 感染震源地（エピセンター）が分かるよう自治体（地域）ごとの陽性率を明確にし、陽性率が高い地域を面的に検査すること。</p> <p>(イ) 医療・介護・福祉・保育・学校・公務・飲食・タクシー・バスなど集団感染のリスクが高い仕事の職員は定期的に検査すること。</p>	本県では、発熱・帰国者・接触者相談センターにおいてPCR検査が必要と判断したものや医療機関から検査の依頼があつたものについて、国の症例定義に捉われず、柔軟にPCR検査を実施している。引き続き積極的にPCR検査等を実施し、感染拡大防止に努めていく。
	戦略的サーベイランスの一環として、専門家チームに感染状況を面的に検知する仕組みを検討いただいているところである。
	二次感染防止のため、PCR検査等を拡充していく方針であるが、現時点では検査体制や検査コストの観点から、有症状者や接触者への検査を優先して実施することとしている。

要望項目	左に对する対応方針等
(ウ) 検査機器の大幅増設が必要であり、昨今の品薄状態の中、鳥取大学など高等教育機関（附属病院以外にも、医学部、工学部、農学部など）が持つ機器の活用と、そのための周辺整備を大学と相談すること（文科省が、支援を第1次募集7月24日締め切り、第2次募集9月ごろを予定）。	鳥取大学の協力により、医学部の検査機器を活用できることになったところである。
(エ) これら検査は行政検査に位置づけ、検査の費用は無料とすること。	現状では新型コロナウイルス感染症の行政検査の対象者は、感染症法第15条第1項、第3項第1号の規定により、①新型コロナウイルス感染症の患者、②当該感染症の疑似症患者、③当該感染症の無症状病原体保有者、④当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者、となっており、特定の職種であることをもって行政検査の対象とはできない。
(オ) 帰省する学生・県民や県外出張する者が、安心して帰って来られるよう、無料又は低額でPCR等検査が受けられるようにすること。	二次感染防止のため、PCR検査等を拡充していく方針であるが、現時点では検査体制や検査コストの観点から、有症状者や接触者への検査を優先して実施することとしている。
<p>③検査・休業要請は補償とセットで</p> <p>○クラスター条例で店や施設名を公表することは、感染拡大防止にとって必要であるが、休業・公表することで事業や雇用に影響がでる。休業要請や施設名等の公表期間の基準を示し、その期間及び店舗・施設の規模に見合った損失補填（協力金）を支給すること。協力金を支給する基準としている「施設使用者がクラスターの発生を防止するための十分な措置を講じている場合」とは、施設ごとのガイドラインの順守が目安となることだが、経営難等でガイドラインの対策がとれない場合もある。協力金とはクラスター対策に協力したことに対するものであるのだから、協力者には、全て協力金を支給すること。施設名を公表するのは、検査をよびかけるためであり、「県の責務」として、徹底的な検査を行う旨を条例に記述すること。</p>	<p>クラスターが発生した施設の使用の停止の期間や施設の名称等の公表期間の基準を示すことは、原因や範囲等により異なるため、期間はケースバイケースとならざるを得ず、基準の設定は難しい。</p> <p>本条例に基づく協力金は、他県で行われたような休業補償とは意味合いが異なるため、クラスターの状況などを勘案し支援したいと考えている。</p> <p>クラスター条例に限らず、感染事例の公表は検査を呼びかける趣旨があり、現在でも県が徹底的に検査している。</p>
○濃厚接触者・接触者として自宅待機（休業）を余儀なくされる事業者・労働者等への給料補償をすること。	濃厚接触者・接触者を使用者の自主的判断で休業させる場合の休業手当については、雇用調整助成金の支給対象となるので活用いただきたい。
④県対策会議に出席する鳥大医学部の影山先生が、西部総合事務所に出向かなくても、鳥大あるいは自宅でリモート参加できるように支援すること。	景山教授の意向も確認の上、検討していく。

要望項目	左に对する対応方針等
(2) 医療・保健所体制について ①医療機関からは、4月～6月の新型コロナによる減収を借金でまかなくており、来年まで経営がもつだらうかと危機感が語られる。国に減収補填を求め、国がしないなら県として支援すること。	受診控えによる外来減少で減収が生じていることも踏まえ、診療報酬に加えて直接的かつ中長期的な財政支援を行うことについて、全国知事会を通じて国に要望している。
②N95マスク、手術用ガウンなどが不足し、行政支援だけでは耐えられず、自ら入手ルートを確保せざるを得なくなっている。資材不足への手立てをとること。	マスク等の個人防護具については、医療機関の要請に応じ、県内医療機関に供給する体制をとっている。
③6月末分で終了する医療・福祉労働者の慰労金の継続を国に求め、県も支援すること。	慰労金の期間の継続については、国が必要に応じて定めるべきものと考えている。
④空床補償の単価が引き上げられたのは良かったが、空床をつくるためには、患者を別の病棟や病院に移動させる必要があり、その受け入れ側にも何らかの支援をすること。	患者を受け入れた医療機関については、通常の診療報酬で対応すべきと考えている。
⑤発熱・接触者相談センター（保健所）の夜間体制は、保健師が家で携帯をもって対応していると聞く。それでは対応が十分にできず、保健師の負担も大きい。保健師を増やし、宿直体制をとるなど、夜間に緊急対応できる十分な体制をつくること。	県内の保健所において、OB保健師の任用など体制確保に努めているが、相談受付業務の外部委託など更なる負担軽減についても検討している。
⑥持続化給付金など支援策の利用が終わった事業主は、新型コロナに感染した場合の休業補償の制度がない。国民健康保険の傷病手当は、事業主も対象にし、県が財政支援すること。	新型コロナウイルス感染症対策として創設された国民健康保険の傷病手当金の対象の拡大については、市町村が保険財政状況等を勘案して判断されるものであり、県独自の支援は考えていない。
(3) 児童福祉施設等への支援について ①病児保育は、第1波の際、利用者がほぼ半減している状況である。国・県が9月までは昨年並みの交付金を支給する旨表明しているが、利用料収入分の補填はなく、減収状態は避けられず、経営維持と保育士確保に困難をきたしている。また感染の危険があるにも関わらず、医療機関や福祉施設にはある慰労金（危険手当）の対象外となっている。病児保育の実態をつかみ、充分な減収補填を行い、慰労金を支給すること。	病児保育事業の利用料は事業主体である市町村が地域の実情に応じて決定しているが、県としても、病児保育事業の安定的運営、制度面・財政面への支援について、令和2年6月17日に他県と連携して国に要請したところである。 なお、慰労金の支給についても、対象に保育士等を含めるよう、令和2年7月16日に他県と連携して国に要請したところである。
②保育所の密を回避するため、4・5歳児保育士配置基準30:1を25:1か20:1にすること。	4、5歳児加配については、現時点で実施主体である市町村の合意が得られていないことから、実施する予定はない。 なお、マスクの着用、手洗い・アルコール消毒、施設内消毒の徹底、換気の励行など、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症予防対策を市町村、各施設とともに引き続き講じていく。

要望項目	左に对する対応方針等
(4) 事業者・雇用・生活支援について ①第2波ともいえる感染拡大の現状の中で、事業所収入の確保が難しくなっている。鳥取民主商工会の調査では、77.9%が7月以降も新型コロナの影響があるとし、前年同月に比べた売上減少率は、10～30%（27.1%）、30～50%（28.8%）、50%以上（22.0%）で、従来の国・自治体支援では不十分だと71.1%が回答している。このままでは「休廃業・解散5万件超」（東京商工リサーチ）との調査もある。県は融資額の拡大だけでなく、収入支援の県克服再スタート事業を1度だけでなく、繰り返し支給するか、新たな支援制度を創設すること。国には、持続化給付金の繰り返し支援、売上50%未満への支援対象の拡大、令和3年1月15日の申請期限の延長を求める事。	新型コロナウイルス克服再スタート応援金については、頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業など各種緊急支援補助金との併給も可能であり、新たな支援制度を創設することは考えていない。 なお、国の持続化給付金については、売上要件の緩和や繰り返し給付の実施など、全国知事会を通じて国に求めており、今後とも国に必要な対応を求めていく。 【8月臨時補正】新型コロナウイルス克服再スタート事業 300,000千円
②ダイヤモンド電機は、希望退職者への退職金を支払うためだとして、労働者には一時金もなく、法で定められた6割の休業補償も出されず（日割り賃金）、住宅ローンが払えない、生活が苦しいとの相談が入っている。雇用調整助成金が満額出るようにするか、8割補償の労働者の直接休業補償制度に切り替えるか、法に基づいた、生活できる給料を出すよう助言すること。また希望退職と言いながら、労働者に無理な退職、県外配置転換を求めているようにも聞く。面談内容を把握し、労働者に無理な要求をすることがないよう、法令を順守するよう助言すること。	ダイヤモンド電機(株)の退職募集については、県及び関係機関等による企業・雇用サポートチームを編成して対応しているところ。労働者が今後の生活に不安を抱くことがないよう、法で定められた休業補償を行うこと、希望退職の募集手続に際しては労働者の事情に寄り添った対応をいただくことをサポートチームとして求めていきたい。 なお、国が労働者へ直接給付を行う新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、中小企業の労働者を対象としているが、同社は中小企業の要件を満たさないことから、支援金・給付金の対象とはならない。
③雇用調整助成金のコロナの増額特例措置の期限を、現在の9月末から延長すること。また雇用調整助成金ももらえず、離職した非正規労働者もある。実態がつかめるよう、県の相談体制を強化し、労働者に分かりやすく、相談窓口を周知すること。	現行で9月末日までとされる雇用調整助成金の緊急対応期間について、10月以降も延長するよう、8月8日、全国知事会を通じて国に要望したところであり、今後とも実現に向けて国に求めていく。 労働者からの相談については、県中小企業労働相談所（みなくる）で対応しており、労働相談窓口等の広報を強化していく。 【8月臨時補正】緊急雇用対策サポート活動促進事業 2,000千円
④学校の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援助成金の期限を、9月30日から延長すること。また国、県のフリーランスへの助成金は、額を7500円から15000円に引き上げること。	国のフリーランスへの支援制度を補完する、学校臨時休業による休業を余儀なくされた個人事業主を支援する「鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金」については、5月以降、県内で学校一斉休業の措置がとられていないことから、9月末日としている申請期限を延長する予定はない。 また、補助金額については、6月に国制度と同様、日額上限4,100円から7,500円に引き上げており、さらなる引上げを行うことは考えていない。

要望項目	左に对する対応方針等
⑤労働者の賃金を8割直接支援する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の期限を、9月30日から延長し、支援額を10割とするよう求めること。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請期限延長及び助成率の引上げについては、現在国が検討している雇用調整助成金の更なる延長の検討状況、全国及び本県の申請状況を注視し、必要に応じて全国知事会等を通じて国へ要請していきたい。
⑥生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）の期限を9月末から延長すること。	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた方への生活福祉資金の特例貸付については、需要が高く今後も申込みが続くことが予想されることから、期間の再延長について国に要望しているところであり、引き続き国の動向を注視していく。
⑦企業自立サポート事業（県制度融資）の期限を12月末から延長すること。	<p>県制度融資（新型コロナウイルス対策向け資金）は、新型コロナウイルスの影響が懸念され始めた段階で、県内企業等が必要とする資金を速やかに供給できるよう全国に先駆けて制度を創設し、金融機関等とも連携しながら緊急的な運用を行ってきたものである。</p> <p>12月末の申請期限を経過した後は、金融機関が主体的に本来の役割を担っていくべきものと考えており、申請期限の延長は考えていない。</p>
<p>【8月臨時補正】企業自立サポート事業（制度金融費） 543,211千円 【8月臨時補正】信用保証料負担軽減補助金 197,313千円</p>	
⑧GDPの落ち込みは戦後最悪となっており、国内経済を支える主役の国民の消費や中小零細業者の負担を軽減することが欠かせない。今こそ、消費税減税を国に求めること。	国は、現下の経済・雇用情勢等を踏まえた二次にわたる大型の緊急経済対策を講じているところであるが、一方で、少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めるることは考えていない。
⑨県庁食堂は、4月～5月頃、新型コロナの影響で約3割収入減少になっている。県職員に自宅でのリモートワークなどを推進してきたのであるから、当然である。県の方針によって、食堂利用者が減少したのは間違いない、他の県有施設同様に、減収補填（施設利用料の減免）をすること。	<p>文化・観光施設等の集客施設内の飲食店等については、閉館措置等に伴う利用者の減少に鑑み使用料を減免しているが、県庁食堂については運営上の制限もなく、一般客も利用できることから同様の減免措置を行う予定はない。</p> <p>なお、当該食堂に対しては、客席スペースの貸付料（年額10,000千円程度）をすべて免除するなどの優遇措置をしている。</p>

要望項目	左に对する対応方針等						
<p>⑩針灸院でも利用者が減少し、経営が大変になっていると聞く。視覚障害がある方の仕事の場にもなっており、生活を支えるため、収入減少の実態調査をし、減収補填をすること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響長期化に伴い、事業活動に与える影響は多くの業種に及んでいることから、全国知事会を通じて、地域経済対策の強化を継続的に国に強く求めている。</p> <p>また、県においても、「県制度融資（新型コロナウイルス対策向け資金）」の融資枠増加を図るなど独自の支援施策を拡充するとともに、5月28日には「コロナに打ち克つ！経済対策ワンストップ相談窓口」を開設し、事業者の事業継続や雇用維持に向けた各種相談に応じているところであり、持続化給付金や雇用調整助成金など事業者ニーズが高い国支援施策についても円滑な活用が図られるよう、取組を進めていく。</p> <p>なお、県において、鍼灸院の収入減少にかかる実態調査や事業者に対する減収補填を行うことは考えていない。</p> <table border="0" data-bbox="1051 552 2084 644"> <tr> <td data-bbox="1051 552 1724 580">【8月臨時補正】企業自立サポート事業（制度金融費）</td> <td data-bbox="1814 552 2084 580">543,211千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1051 584 1612 612">【8月臨時補正】信用保証料負担軽減補助金</td> <td data-bbox="1814 584 2084 612">197,313千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1051 615 1724 644">【8月臨時補正】新型コロナウイルス克服再スタート事業</td> <td data-bbox="1814 615 2084 644">300,000千円</td> </tr> </table>	【8月臨時補正】企業自立サポート事業（制度金融費）	543,211千円	【8月臨時補正】信用保証料負担軽減補助金	197,313千円	【8月臨時補正】新型コロナウイルス克服再スタート事業	300,000千円
【8月臨時補正】企業自立サポート事業（制度金融費）	543,211千円						
【8月臨時補正】信用保証料負担軽減補助金	197,313千円						
【8月臨時補正】新型コロナウイルス克服再スタート事業	300,000千円						
<p>（5）こども・学生への支援、教育</p> <p>①新日本婦人の会鳥取支部が取り組んだこどもアンケートでは、「一日の授業がのびて疲れが出ている」、「学校に行くのがイヤという事がある」、「いろんな制限がありイライラしている」、「勉強の遅れが気になる」、「家で勉強を教える事は、親にも子どもにもストレス」と、悩みがでている。丁寧に、保護者や子どもの声に耳を傾け、ゆとりのある学習環境と学習内容を整備すること。</p>	<p>小中学校については、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察を行うこと及び、児童生徒へのアンケート調査、教育相談等の実施により、児童生徒の状況を的確に把握し、心の健康問題に対しても適切な対応を行うよう働きかけている。</p> <p>学習面については、各学校において行事の精選や教育課程の編成の工夫等により授業時間数を確保しており、引き続き市町村教育委員会と連携を図りながら、各学校を支援していく。</p> <p>特別支援学校では、担任と保護者が毎日「連絡帳」をとおして、学校における幼児児童生徒の状況（学習の様子、体調、排泄や食事の状況など）や家庭での状況や家族の思い（体調、活動の状況、家庭環境の変化や家族のニーズなど）をやり取りしている。また、緊急を要する場合や特に詳しく状況を伝えたい時などは、担任が直接電話したり家庭訪問を行うなど、幼児児童生徒や保護者の悩みに迅速に対応している。</p> <p>県立高校においては、臨時休業となつても学びを止めることがないように、ICT環境を整備するとともに、オンライン学習の実施について検討を進めている。</p>						
<p>②ゆとりある学習環境や感染防止のためにも、全学年30人以下学級を鳥取県独自にでもはじめること。</p>	<p>県内の各学校においては、感染症対策を徹底し、3密を避けるための分散登校などを行いながら、児童生徒の学びの保障に取り組んでいる。</p> <p>なお、さらなる少人数学級の拡充に向けた教職員定数の改善などについては、今後も国の動向を注視し、必要な要望を行っていく。</p>						
<p>③学校の体育館、特別教室にもエアコンを設置すること。</p>	<p>公立の小中義務教育学校における体育館、特別教室へのエアコン設置等、教育環境の改善を図るための施設整備については、既に国において助成制度が設けられており、各学校設置者において、その制度を活用するなどして整備されるべきものと考えている。</p>						

要望項目	左に对する対応方針等
<p>④新型コロナで保護者の収入が不安定となる中、子どもの命綱とも言える学校給食は、無償化すること。せめて、就学援助対象世帯（要保護、準要保護）は無償となるよう、県も支援すること。</p>	<p>小中学校の給食の無償化については、学校給食法に定められた学校給食費（食材費）は保護者が負担するというルールを前提として、学校の設置者である市町村教育委員会において対応されている。経済的な支援が必要な家庭に対しては、要保護者へは生活保護費により全額支給、準要保護へは全額又は一部補助が行われているところである。</p> <p>小中学校の給食については、一義的に市町村が対応しており、必要な者には支援の手が差しのべられているため、県教育委員会が小中学校の学校給食の無償化に取り組むことは考えていない。</p>
<p>⑤学生への臨時給付金の第3次申し込みを可能とし、学費半額減免を求ること。</p>	<p>学生支援緊急給付金は、国において三次推薦を受け付けることされた。（ただし、二次推薦において、学校の配分額を超える申請があつたため保留となつた学生に限る。）</p> <p>また、授業料の設定、減免等については、財源や学生の確保を含め大学等の予算や運営を総合的に考慮され、大学等の責任において自らが判断されるものであり、県内学生の学費の半額減免を求ることは考えていない。</p>
<p>⑥新型コロナ禍で、学校の開業が不規則な状態であり、また対応のために教員の労働時間が増え、教員が夏休みに長期休暇を取ることはほぼ不可能である。教員の変形労働時間制導入の条例制定はやめること。</p>	<p>勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制は、業務が多い学期中の勤務時間を一定時間引き上げる一方、夏季休業等の長期休業期間の休日のまとめ取りを推進するなどして1年間全体の業務縮減をし、柔軟な働き方を目指すものとして令和元年12月に法制化されたものである。今後、服務監督者である市町村教育委員会など関係機関とも協議しながら検討していく。</p>
<p>⑦学校現場では、少人数授業や消毒など新たな対応が迫られているが、小規模校では、業務アシスタントが増えないまま対応しているため、教員の仕事が増えている。臨時に教員を増やすか、業務アシスタントを小規模校にも配置すること。</p>	<p>新型コロナウイルスに係る教職員の業務増への対応については、市町村教育委員会や学校の意見を聞きながら、教員業務アシスタントや学校衛生アシスタントを配置するとともに、必要に応じて非常勤講師等の会計年度任用職員の勤務時間数を増やす等の取組を行っているところであり、今後も柔軟な人的支援、人的配置を行いながら、教職員の業務負担軽減を図っていく。</p>
<p>(8) GOTO キャンペーン、県宿泊クーポン券 ○利用実態（県外からどのように移動があったのか）を提示していただきたい。また今後、感染が広がっているような時には、実施しないこと。使わなかつた経費は、直接旅館・観光業者への収入補填に活用すること。</p>	<p>GoToトラベルキャンペーンの実績を観光庁に確認したところ「7月実績分を集計中の状況であり、公表の方法等も含めて検討中。」との回答であった。</p> <p>また、本県独自の取組として7月13日から8月6日まで中四国、関西エリアを対象に宿泊割引クーポンを発行した実績は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県宿泊割引クーポンの発地別利用実績（全体で4,958件） <ul style="list-style-type: none"> 中国・四国エリア（県内も含む） 2,685件（54.1%） 関西エリア 2,273件（45.9%） <p>今後も観光誘客にあたっては新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて実施する。</p>

要望項目	左に对する対応方針等
<p>2. 農業について</p> <p>①がんばる農家プランは、審査資料の作成に時間がかかり、県の審査も厳しく、やる気がそがれる農家も出ている。市町村の審査でも可能にするなど、手続きや審査を簡素化し、できるだけ広く農家がつかえるように改善すること。</p>	<p>がんばる農家プラン事業では、多くの意欲ある農業者が創意工夫を活かした取組（プラン）を実現できるよう、審査資料は農業改良普及所や市町村が作成を支援しているところである。審査については、適正な事業執行に鑑み、経営計画の実現可能性や生産方法の検討など、外部の有識者等に意見をいただき審査しているため、作成を支援している市町村での審査は難しく、一定の手続きが必要となっている。</p>
<p>②県内農家がイタリア米を生産し、日本酒づくりに挑戦している。少量生産であっても、農地の維持にも貢献しているが、稲の丈が長く、茎が太いため、一般的なコンバインがつかえない。専用の精米機（約300万円）の購入が必要であり、支援を検討すること。こうした小規模農家が新たな挑戦をする際の、初期投資を支える手厚い支援制度を創設すること。</p>	<p>事例の案件については、既に相談を受けており、支援が可能な補助制度等の対応を検討しているところ。</p> <p>また、小規模な農業者が新たな挑戦をする際に活用出来る支援策としては以下の補助事業があるので新たな制度創設は考えていない。</p> <p>(水稻関係) 中山間地域を支える水田農業支援事業 (園芸関係) 園芸産地活力増進事業（中山間地域等特産物育成タイプ） (加工関係) 初めての6次産業化バックアップ事業</p>
<p>3. 県附属機関委員の年齢制限について</p> <p>県附属機関委員の年齢が70歳で線引きされている。そのため、年齢層が高い方もおられる「県展運営委員」までも年齢で線引きされてしまっている。年齢での線引きは止め、多様な年齢層が委員となれるよう枠人数を増やして対応すること。</p>	<p>県附属機関委員には専門知識、公正の確保、利害の調整又は県民意見の行政への反映等が求められているが、旧来の委員構成が長期在職者や男性に偏る傾向があったことから幅広く選任することを目的として在職年数、男女割合などについて「選任基準」を設けている。なお、一律に基準をあてはめるのではなく状況に応じて70歳以上の方でも委員に選任しているところであり、年齢層による枠設定は考えていない。</p>
<p>4. 米軍機・自衛隊機飛行訓練と日米地位協定について</p> <p>①県内での米軍機飛行訓練に加え、美保の自衛隊輸送機の若桜町での突然の飛行に住民が恐怖を感じている。美保基地に尋ねると航空法で定められた高度は守られていると言うが、機体が大きく、住民には威圧感がある。民家上空での飛行訓練は止めること。また、いつ飛行訓練するかを住民に知らせること。</p> <p>②日本にある米軍基地の戦闘機等が墜落事故を起こしても、米軍基地内で新型コロナ感染者が出ても、日本が調査すらできない。この不平等な日米地位協定を見直すよう求ること。</p>	<p>米軍機、自衛隊機にかかわらず、低空飛行については、市町村と協力した監視体制を構築しており、今後も引き続き、目撃情報の都度、適切な措置を求めていく。</p> <p>なお、自衛隊機の飛行訓練は日常行われており、訓練実施の都度の情報提供は求めていない。</p>
<p>5. 県立病院での精神科医療について</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、原則、都道府県には精神科病院の設置義務があるが、県立（独立行政法人含む）で精神科の入院施設を持たないのは鳥取県だけである。県が精神医療や保健に責任を負うためにも、県立病院の中に精神科（外来・入院）をもつこと。</p>	<p>精神科の入院施設について、本県では精神病床の過剰地域であること及び国立病院機構鳥取医療センターや県立病院に代わって精神科医療を行う精神科病院を指定病院として指定していることから、整備は考えていない。</p> <p>一方、両病院ともに精神科外来を設置しているが、現在、常勤の精神科医のいない中央病院については、医師の派遣を鳥取大学に要請している。併せて、常勤の精神科医がいる厚生病院については、診療を更に充実できるよう、関係医療機関と調整している。</p>

要望項目	左に对する対応方針等
<p>6. ジェンダー平等のために トランスジェンダーのホルモン治療や性転換手術の保険適用を求める。また、こうした治療が現在県内ではできず、近くでは岡山での治療となるが、交通が不便であり、生活保護の方が通院する場合、車の使用（レンタカー含む）を認めること。</p>	<p>トランスジェンダーの方の手術等の保険適用については、平成30年度の診療報酬改定により性別適合手術が保険適用とされたところであり、また、日本精神神経学会等において厚生労働省に対して保険適用範囲の拡大を要望しているところでもあることから、国の検討状況を注視することとし、国に対して保険適用を求めるることは考えていない。 生活保護制度では、保険適用とならない治療については、医療扶助の対象とされておらず（自費対応）、保険適用外の治療のための通院は、車の保有要件には該当せず、車の使用についても原則認められていないが地理的条件などで保有や使用を容認しなければならない事情がある場合は、国の判断により認められる場合もある。 要望のように限定的な場合の自費によるレンタカーの使用については、制限はされていない。</p>
<p>7. 山陰近畿自動車道（南北線）について 事業規模は約600億円と大きいが、そのことが住民に説明されていない。県民全体に知らせ、住民の反対があれば、計画は中止すること。</p>	<p>山陰近畿自動車道（南北線）の計画については、住民アンケートやワークショップなどにより幅広く意見聴取を行って方針を決定し、6月8日に国より都市計画素案が県に提出されたところである。 また、事業費についても、渋滞緩和や災害時の代替性、救急医療機関への速達性などの効果も含めて議論を重ね、総合的に判断されたものである。 今後、都市計画手続きを進める中でも、事業費も含めた計画の内容について、住民説明会などで丁寧に説明を行い、理解が得られるよう努める。</p>
<p>8. 災害・防災対策について ①避難所の対応について 豪雨が続き、各地の避難所では、豪雨と新型コロナの「複合災害」の対応が求められている。その対応策として、被災地では、分散避難がよびかけられているが、分散避難先に支援物資が届かない事態となっている。また避難所に、パーテーション付の段ボールベッドが届かないことも指摘されている。分散避難先の把握及び支援物資が届くように、体制を整備すること。</p>	<p>新型コロナ禍において、これまで以上に避難所での感染症対策が求められることから、避難所を開設する市町村が、パーテーション付の段ボールベッド等必要な資機材を速やかに準備できるよう、4月補正予算を活用した「新型コロナウイルス等感染症対策避難所特別支援事業補助金」を創設し市町村を支援しているところ。 また、県では西日本段ボール工業組合等の段ボール事業者との応援協定を締結し、避難所用の段ボール製品について早期に調達する体制を既に整備しており、遅滞なく発注、搬入することとしている。 このほか、避難所以外の自主避難所などの分散避難先についても、その状況を把握しが必要がある場合は、市町村において必要な支援を行うことを、県から市町村に対して機会を捉えて依頼している。</p>
<p>②福祉施設や病院の避難のあり方について 被災地では、河川の決壊や氾濫で、福祉施設が水没する例が出ている。県内の福祉施設はどのように利用者を避難させるのか体制を整備すること。また医療機関についても点検してほしい。特に浸水被害が想定されている県立厚生病院は、第一種感染症指定病院（新型コロナ入院受入先）でもあるが、発電機再配置後の災害時のオペレーションや避難計画は検討中とのことで、定まっていないことは深刻な事態である。早急に対応策を確立すること。</p>	<p>県内の社会福祉施設のうち、浸水リスクの高い箇所に立地している84施設の避難確保計画について令和2年7月から8月にかけて緊急調査を実施したところであり、各施設には必要な計画の見直し等について助言を行っている。 また、医療機関については、県内の全病院においてBCP等の災害マニュアルを策定済みであることを確認した。 厚生病院の浸水対策について、避難計画等は、病院内の職員で構成する検討会で議論してきたところであり、今後、病院外の専門家などもメンバーに加えて検討を進め、実施訓練なども踏まえ、早期に策定することとしている。</p>

要望項目	左に对する対応方針等
<p>9. 風力発電事業</p> <p>「鳥取風力発電事業」は、現在住民説明（会）などが行われているが、事業者が住民が求める資料を提出しなかったり、県内にある風車の大きさとの比較図を途中から出さなくなったり、風力発電の低周波を他の24時間運転しない工場などと比較して健康被害を過少評価したりと、事業者が住民に対し不誠実な対応をしている。また経営は、融資が受けやすいよう、親会社ともいえる「日本風力エネルギー株式会社」から切り離して、「日本風力合同会社」を設立して対応するというが、親会社が責任をとる体制になっていないことは問題である。そして計画地は、新たに山を切り開いて道を付けなければならないなど、大規模計画で、自然環境を破壊しかねない計画である。計画を白紙撤回するよう求めること。少なくとも住民合意が得られない場合は、計画を中止すること。</p>	<p>風力発電施設の設置については、電気事業法等の各種許認可手続において、事業の継続性や安全性等について厳正に審査されることとなっている。また環境影響評価法に基づく手続の中で、環境に配慮した計画となるよう事業者が地方公共団体、関係住民等から意見を聞きながら事業計画を検討しているところ。 これら各種手続等を進めていく中で、計画の去就については、事業主体である鳥取風力合同会社が判断することとなる。</p> <p>なお、鳥取風力発電事業については、環境影響評価法の手続の中で、県から事業者に対して十分な住民説明の実施と積極的に情報公開すること、今後の環境影響評価の結果によって環境影響の回避または低減が十分でないと評価した時は事業の大幅な縮小や廃止も含め抜本的な見直しの必要があること等を意見している。</p> <p>今後も環境影響評価手続の中で、関係市町村である鳥取市の意見を踏まえて、必要な意見を述べていく。</p>
<p>10. 「鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金」について</p> <p>「人口減でも持続的な活力ある地域をつくるために、結婚や出産を機会とした若年者のIJUターンを促進するため奨励金を交付する市町村を支援する」事業であるが、「奨励対象者」が、①世帯2人以上、②世帯員のいずれかが満39歳以下、③結婚して3年以内または妊娠中、または世帯内に小学校入学前の子がいること、これら全て満たすことが要件となっている。ここまで細部にわたって奨励対象者の要件が定められていると、地域の実情にそぐわないばかりか、奨励対象者に偏見や誤解を生む可能性もある。とりわけ新型コロナウイルス問題で、生き方を考え、地方での暮らしを求める志向が強まっている中、行政が結婚や出産という個人の人生の選択肢を移住の条件に持ち込むのではなく、多様性を尊重してこそ、安心して移住していただけると考える。現在の条件設定を緩和し、市町村が地域の実情に合わせて独自に行う移住・定住施策を県が支援すること。</p>	<p>本補助金は、本県の大きな課題である若年層の転出超過の改善を目的とした奨励金であり、市町村の意見も踏まえて創設したものである。</p> <p>結婚や出産・子育ては、新たな生活の場を検討するタイミングであり、移住・定住を促す重要な機会となることから、そこに着目し要件を付与して支援することにしたものである。</p> <p>今年度から新たに実施する事業であり、まずは制度の周知、活用を図り、その中で市町村や利用者の意見を伺いながら進めていく。</p>